

半田市木造建築物取壊工事費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地震発生時における建築物の倒壊等による二次被害の軽減を図るため、建築物取壊工事を実施する者に対し、予算の範囲内において交付する半田市木造建築物取壊工事費補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 旧基準木造建築物 半田市内にある昭和56年5月31日以前に着工された木造建築物をいう。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。
- (2) 耐震診断 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 愛知県木造住宅耐震診断員登録要綱第2条第3号に規定する木造住宅耐震診断
 - イ (財) 愛知県建築住宅センターが実施する地震対策現地診断
 - ウ (財) 日本建築防災協会の定めた判定表による応急危険度判定調査
- (3) 総合判定 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 愛知県木造住宅耐震診断員登録要綱第2条第3号に規定する木造住宅耐震診断による判定
 - イ (財) 日本建築防災協会の定めた一般診断法又は精密診断法による判定
 - ウ (財) 日本建築防災協会の定めた判定表による応急危険度判定
- (4) 取壊工事 旧基準木造建築物の部分を含む1棟全てを解体する工事で、地震による倒壊等の被害の防止を目的として実施するもの。ただし、所有者が異なる部分及び昭和56年以降に建築された部分については除外することができる。

(補助の対象建物)

第3条 補助の対象となる建物は、次の各号のいずれにも該当する旧基準木造建築物とする。

- (1) 補助金交付申請時に延べ床面積10㎡以上のもの
- (2) 木造住宅耐震診断において総合判定が1.0未満と診断されたもの又は住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第4項に規定する木造住宅と判断されたもの
- (3) 半田市木造住宅耐震改修費補助金の交付を受けていないもの
- (4) 建物が道路・隣地境界線から軒高以内の距離にあるもの
- (5) 解体後その敷地内において、補助金の交付決定後、同一の所有者（親族

を含む。)が1年間は建築行為をしないもの

2 市長が必要と認める場合は、前項に規定する補助の対象となる建物以外の建物を補助の対象とすることができる。

(補助の対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号の全てを満たす者で、次条に規定する補助対象工事を行うものとする。

(1) 前条に規定する補助の対象建物の所有者(同等の権利を有する者を含む。)であること。

(2) 市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料について滞納がない者であること。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(補助の対象工事)

第5条 補助の対象となる工事は、第3条に規定する補助の対象建物を解体し、解体後の廃材を運搬及び処分する解体工事とする。ただし、建設工事に係る資材の再資源化に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、適正な分別解体、再資源化等を実施するものに限る。

(補助金の額等)

第6条 補助金の対象経費は、前条に規定する工事に要する一切の費用とする。

2 補助金の交付限度額は、前項に規定する対象経費の額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)又は20万円のいずれか小さい額とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、取壊工事を着手する前に、半田市木造建築物取壊工事費補助金交付申請書(様式第1)に、次の関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 耐震診断の結果のわかるものの写し(住宅地区改良法第2条第4項に規定する木造住宅と判断されたものを除く)

(2) 案内図及び平面図

(3) 取壊工事見積書の写し

(4) 対象建築物の写真

(5) 誓約書

(6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条に規定する申請があった場合は、その内容を審査のうえ、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、半田市木造建築物取壊工事費補

助金交付決定通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を通知する場合において、必要がある場合は当該補助金の交付について条件を付することができる。

（計画の変更等）

第9条 申請者は、補助金の交付決定を受けた後、申請内容を変更しようとするときは、半田市木造建築物取壊工事費補助金変更交付申請書（様式第3）に第7条第1項各号に掲げる書類のうち計画変更に係るものを添付して、遅滞なく市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があった場合は、その内容を審査のうえ、適当と認めたときは、半田市木造建築物取壊工事費補助金変更交付決定通知書（様式第4）により、申請者に通知するものとする。

（補助事業の中止）

第10条 申請者は、取壊工事を中止しようとする場合は、半田市木造建築物取壊工事中止届（様式5）を遅滞なく市長に提出しなければならない。

（完了実績報告）

第11条 申請者は、解体工事が完了したときは、当該工事完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日までのいずれか早い日までに、半田市木造建築物取壊工事費補助金完了実績報告書（様式第6）に、次の関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

（1）契約書の写し

（2）工事写真（着手前、工事中及び完了時を確認できるもの）

（3）工事費請求書又は領収書の写し（施工業者が発行したものに限る。）

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条に規定する報告があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認めたときは、補助金の交付額を確定し、半田市木造建築物取壊工事費補助金交付額確定通知書（様式第7）にて申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第13条 申請者は、前条に規定する通知書を受けた日から起算して10日以内又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、半田市木造建築物取壊工事費補助金支払請求書（様式第8）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書に基づき、申請者に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第14条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該決定を取り消すものとする。

（1）虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。

- (2) 補助金の交付決定に際して付した条件、法令又はこの要綱に違反したとき。
- (3) 第11条に定める期日までに完了実績届報告書が提出されなかったとき。
- (4) その他市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

(補助金の返還)

第15条 市長は、既に補助金を交付した場合で、前条の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、補助金の交付を受けた者に対し、その取消しに係る補助金について、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(書類の保管)

第16条 申請者は、補助金の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間これを保管しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。